

会計年度任用職員を募集します

(福祉推進部 福祉総務課)

職種	住居確保・就労支援員	
業務内容	・生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者の面接相談、訪問支援業務。 ・公共職業安定所、社会福祉協議会など関係機関への同行訪問支援業務。 ・生活困窮者住居確保給付金に関わる面接相談、給付金の支給決定業務。 ・その他、生活支援係における業務	
応募資格	以下のいずれかを望む。 ・社会福祉主事(福祉相談業務または就労支援業務の経験1年以上) ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等のいずれか ※保持資格については、条件を満たさない場合でも一定の相談業務経験などを考慮し、選考することがあります。 ・普通自動車運転免許必須、パソコン操作(Word・Excel)ができる方	
任用期間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日 1会計年度以内(1箇月間は、条件付採用期間となります。)	
勤務日	週5日(月曜日から金曜日)	
勤務時間	週30時間(1日6時間、9~17時の間でシフト勤務)	
勤務場所	宜野湾市役所 福祉総務課(宜野湾市野嵩1-1-1)	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大10日)、子の看護休暇(最大5日)、夏季休暇(最大3日)、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	1,487円~1,531円	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	期末手当	年4.65月分(6月と12月に支給) ※任用期間等により支給対象とならない場合や支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が30時間以上かつ2カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用があります。 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 ・報酬の月額が8.8万円以上であること ・学生でないこと ・2カ月を超える任用があること ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	

雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの
労災保険	あり
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業予算は3月議会の承認を経て決定されるため、採用内示についてはあくまで内定として取り扱うことをご了承ください。 ・職員駐車場なし(市役所向かいに無料の市民駐車場がありますが、空き待ちの状況です。普天間に有料市民駐車場あり。)
応募方法	別添の「宜野湾市会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入し、福祉総務課へ郵送又は予め電話連絡の上、直接ご持参ください。書類審査の上、面接日時等をご連絡いたします。
応募期間	令和8年2月1日 ～ 令和8年2月13日
問合せ先	直通:098-893-4480 / 代表:098-893-4411(内線 3131) 担当: 安慶名